

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20200622電委第3号  
令和2年6月24日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について

平成11年12月に制定された「適正な電力取引についての指針」については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の新旧対照表のとおり、市場間相場操縦行為が業務改善命令等の対象となり得ること、及び発電所の出力低下に関する情報をインサイダー情報に追加すること等を内容とする改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

## 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表

改定案	現 行
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p> <p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① インサイダー取引</p> <p>一部の電気事業者のみが、インサイダー情報(注)を入手し、これに基づいて</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p> <p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① インサイダー取引</p> <p>一部の電気事業者のみが、インサイダー情報(注)を入手し、これに基づいて</p>

改 定 案	現 行
<p>取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。</p> <p>(注) インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。</p> <p>(a) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）</p> <p>(b) 上記(a)の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し</p> <p>(c) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実</p> <p>(d) 上記(c)の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）</p> <p>(e) 上記(a)又は(c)の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実</p> <p><u>(f) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットにおいて10万キロワット以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合（当該出力低下を決定した場合を含む。）における当該事実（出力低下日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び出力低下量）。但し、自然変動電源（例えば太陽光発電や風力発電など）において、設備など発電能力に問題がなく単に未来の気候条件により発電量の低下が見込まれる場合はこの限りでない。(注)</u></p> <p><u>(g) 上記(f)により開示された見込みに変更が生じた場合における当該変更後の見込み（当該変更後の見込みを更に変更する場合も含む。）</u></p> <p>(h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等</p> <p>なお、上記にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うもの</p>	<p>取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。</p> <p>(注) インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。</p> <p>(a) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）</p> <p>(b) 上記(a)の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し</p> <p>(c) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実</p> <p>(d) 上記(c)の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）</p> <p>(e) 上記(a)又は(c)の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(f) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等</p> <p>なお、上記にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うもの</p>

改 定 案	現 行
<p>をいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起こるものをいう。DSS（日々停止：Daily Start and Stop（電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用）、ユニット差替え等の日常的な運用停止については、公表対象となる発電ユニットの「計画停止」には含まれない。また、<u>上記にいう「出力低下」とは、発電ユニットが、停止（解列）には至らないものの電力系統に認可出力のうちの一部の容量分の電力を供給できないことを指し、例えば、設備の清掃・点検や不具合・故障等に伴う場合及び燃料制約（燃料の残量により10万キロワット以上の出力の抑制が見込まれる場合）や公害防止協定等の入札制約による場合は「出力低下」に含まれ、24時間以上の継続が合理的に見込まれる場合には公表対象となる。他方で、出力は可能であるが需要が低いこと等により出力を抑制する日常的な運用は、上記のDSS等と同様、ここでいう「出力低下」には含まれない。</u></p> <p><u>（注）例えば天災による設備の故障や生物発生による発電能力の制約等の場合は、単に未来の気候条件により発電量が低下する状況とは異なるため上記の但書に該当せず、出力低下の24時間以上の継続が合理的に見込まれる場合には公表対象となる。</u></p> <p>（略）</p> <p>② インサイダー情報の公表を行わないこと</p> <p>卸電力市場の健全性と公正性を確保するためには、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報について、適時に公表を行うことが重要である。</p> <p>インサイダー情報のうち、(h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。</p> <p>他方、インサイダー情報のうち (a) ないし (g)（認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止及び計画停止、並びに10万キロワット以上の出力低下に関する事実等）については、一般に市場参加者が知り得る情報ではないため、<u>停止又は出力低下する発電ユニットを保有する発電事業者が、以下に記載の時期及び方法等に従って、当該情報を公表することが適切である。</u></p> <p>（略）</p>	<p>をいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起こるものをいう。DSS（日々停止：Daily Start and Stop（電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用）、ユニット差替え等の日常的な運用停止については、公表対象となる発電ユニットの「計画停止」には含まれない。</p> <p>（略）</p> <p>② インサイダー情報の公表を行わないこと</p> <p>卸電力市場の健全性と公正性を確保するためには、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報について、適時に公表を行うことが重要である。</p> <p>インサイダー情報のうち、(f) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。</p> <p>他方、インサイダー情報のうち (a) ないし (e)（認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止又は計画停止に関する事実等）については、一般に市場参加者が知り得る情報ではないため、停止する発電ユニットを保有する発電事業者が、以下に記載の時期及び方法等に従って、当該情報を公表することが適切である。</p> <p>（略）</p>

## 改 定 案

## i 公表内容とその時期

《計画外停止の場合》

(略)

《計画停止の場合》

公表内容	公表時期
計画停止の予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発電事業者名</li> <li>● 停止を予定する発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア</li> <li>● 停止を予定する期間</li> </ul>	計画停止の決定後速やかに
計画停止の予定の変更	変更についての決定後速やかに
復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）	復旧が行われる48時間前まで

## 現 行

## i 公表内容とその時期

《計画外停止の場合》

(略)

《計画停止の場合》

公表内容	公表時期
計画停止の予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発電事業者名</li> <li>● 停止を予定する発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア</li> <li>● 停止を予定する期間</li> </ul>	計画停止の決定後速やかに
計画停止の予定の変更	変更についての決定後速やかに
復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）	復旧が行われる48時間前まで

## 《出力低下の場合》

<u>公表内容</u>	<u>公表時期</u>
<u>出力低下の見込み</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>発電事業者名</u></li> <li>● <u>出力低下を見込む発電ユニットの名称・容量、見込まれる出力低下量、当該発電ユニットが所在するエリア</u></li> <li>● <u>出力低下を見込む期間（期間中に出力低下量の変動する見込みである場合には、見込まれる期間中の出力低下量の最大値、最小値及び平均値）</u></li> </ul>	<u>24時間以上の出力低下が見込まれた後速やかに</u>
<u>出力低下の見込みの変更</u>	<u>見込みの変更後速やかに</u>
<u>出力低下解消時期の公表（公表済みの出力低下の見込みどおりに出力低下が解消される場合は不要）</u>	<u>出力低下の解消時期の決定後速やかに</u>

(略)

ii 公表方法

(略)

(新設)

(略)

ii 公表方法

(略)

改 定 案	現 行
<p>③ 相場操縦</p> <p>卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（偽装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと</li> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと</li> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）</li> </ul> <p>上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場の終値を自己に有利なものとするを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引</li> <li>○ 取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとするを目的として変動させる行為</li> <li>○ <u>他の電力に関係した取引（例えば、先物電力取引など）を自己に有利なものとするを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させる行為</u></li> <li>○ 市場相場を上げる又は下げることを目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場を上げる場合等）</li> <li>○ 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行っ</li> </ul>	<p>③ 相場操縦</p> <p>卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（偽装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと</li> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと</li> <li>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）</li> </ul> <p>上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場の終値を自己に有利なものとするを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引</li> <li>○ 取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとするを目的として変動させる行為</li> <li>○ <u>（新設）</u></li> <li>○ 市場相場を上げる又は下げることを目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場を上げる場合等）</li> <li>○ 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行っ</li> </ul>

改 定 案	現 行
<p>て市場相場を変動させること</p> <p>○ その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）</p>	<p>て市場相場を変動させること</p> <p>○ その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）</p>
<p><b>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>Ⅴ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>Ⅴ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p>